

納税

納税の推進を図る「滞納整理強化月間」
税金は納期限までに納めましょう

11月と12月は「滞納整理強化月間」です。県と県内市町は、財源の確保と、納期内納付をしていただいてる皆さんとの公平性を確保するため、一丸となって徴収の強化に取り組み、納税の推進を図ります。

税金は社会を支えるための財源

皆さんが納めた税金は、福祉や保険などの社会保障のほか、教育、ごみ処理、道路整備などの行政サービスの貴重な財源となります。「納税」は、教育、労働とともに、国民の三大義務の一つとして憲法に定められています。多くの皆さんは、納期限までに税金を納めています。税金は期限内に自主的に納めましょう。

納付は市役所・金融機関・コンビニエンスストアなどでできますが、コンビニエンスストアは期限を過ぎると納付書が使用できなくなり、納付書が使用できなくなるのでご注意ください。

税金を滞納すると

期限内に納付がない場合は、納

期限から20日以内に督促状を送付し、手数料が1000円加算されます。また、納期限の翌日から納付日までの日数に応じた延滞金が発生し、納付が遅れるほど延滞金が増加します。

その後も納付や納税相談がない場合には、金融機関や勤務先、取引先などへの財産調査を行います。その調査結果に基づき、滞納者の財産を差し押さえ、その財産を公売するなどして換価し、滞納している税金に充当します。これらの一連の手続きを「滞納処分」といいます。

早めの納税相談を

病気や失業、事業不振など、やむを得ない理由で納付期限までに税金の納付が困難な場合には、早めにご相談ください。完納に向けての納税相談を行っています。また、市税を一時的

平成30年度 市税差押件数

預貯金	給与	保険	年金	不動産	動産	その他	合計
484件	347件	21件	320件	15件	0件	15件	1,202件

また、市税を一時的

**「税に関する作品展」
 昨年の様子**



榛原庁舎



相良庁舎

に納付できず一定の要件に該当する場合には、納税の猶予制度があります。そのまま放置せずに、まずは税務課まで納税相談にお越しください。

税に関する作品展を開催

滞納整理強化月間にあわせ、市内の小中学生から「税に関する作品」の募集をしました。これは、次代を担う小中学生の税意識を高め、税務行政への理解を深めてもらうため毎年行っているものです。11月には、応募のあったポスター、習字、作文などの優秀作品

を展示した「税に関する作品展」を開催します。力作ぞろいの作品をぜひご覧ください。

税に関する作品展を開催

滞納整理強化月間にあわせ、市内の小中学生から「税に関する作品」の募集をしました。これは、次代を担う小中学生の税意識を高め、税務行政への理解を深めてもらうため毎年行っているものです。11月には、応募のあったポスター、習字、作文などの優秀作品

問い合わせ 税務課 長谷川 ☎(23) 0022

申告

相良会場・榛原会場が相談期間が異なります
市役所の確定申告会場について

問い合わせ 税務課 田村 ☎(23) 0035

毎年行っている市役所の確定申告相談について、令和2年から、会場ごとに相談期間が変わります。

「相良会場」 市史料館ホール

相談期間 令和2年2月17日(月)～28日(金) *土日祝日を除く。

「榛原会場」 榛原庁舎4階会議室

相談期間 令和2年3月2日(月)～16日(月) *土日祝日を除く。

【共通】

受付時間 午前8時30分～午後4時(開場は午前8時15分)

相談時間 午前9時～正午、午後1時～当日受付終了まで

その他 ▼確定申告期間中の混雑緩和のため、令和2年2月13日(金)・14日(土)に年金受給者を対象とした申告相談会を開催します。詳細については、1月ごろに対象者に通知しますので確認してください。▼申告相談の詳細については、広報まぎのはら1月号に掲載します。

確定申告はe-Taxを利用しましょう

e-Taxは、インターネットを利用して確定申告書などの書類

作成ができるシステムです。

e-Taxを利用すると、税務署や市役所に行かなくても、自宅からインターネット経由で書類を提出することができます。添付書類の省略ができるなど、さまざまな面で便利です。自宅にインターネット環境がある人は、ぜひ活用してください。

HP <https://www.e-tax.nra.go.jp>

e-Taxの利用方法

- ▼マイナンバーカード方式
 マイナンバーカードおよびICカードリーダーライターを利用し、パソコンから送信する。
 - ▼ID・パスワード方式
 税務署で発行されたID・パスワード方式の届出完了通知を利用し、パソコンやスマートフォン、タブレットから送信する。
- *両方式とも、マイナンバーを入力する必要があります。

確定申告に関する問い合わせは島田税務署までお願いします。
 ▼島田税務署 代表電話 ☎0547(37)3121

相談

相談員が解決方法を一緒に考えます
ひとりで悩まず相談してください

問い合わせ 市民相談センター 岡村 ☎(23) 0088

市民相談センターには、毎日さまざまな相談が寄せられています。秘密は守られますので、ひとりで悩まずにまず相談してください。

【事例1】「簡単に儲かる」の広告に注意!

副業やお金儲けのノウハウとして「月収50万円が簡単に稼げる」「1日ほんの数分で30万円稼げる」などのインターネット広告を信用して契約し、高額の情報商材(PDFファイルやDVD)を売りつけられたが儲からない、この相談が多くあります。

【注意点】

- ①仕事を始める前に高額な商品やサービスを勧める業者には十分に注意する。
- ②クレジットカードでの高額決済や借金をしてまで契約しない。

【事例2】「安くなる」の勧誘電話に注意!

大手通信会社の関連会社を名乗る電話がかかってきて「お宅の光回線の利用料金が今より安くなる」と言われた。話を聞いている

うちに、いつの間にか別の会社との契約に変更されていた。
 *小売自由化が始まった電気やガスの契約でも、同じような相談があります。

【注意点】

- ①事業者名・連絡先をしっかりと確認する。
- ②不要な勧誘の電話とわかったら「お断りします」と切る。
- ③「話だけでも」には注意。知らない電話番号からの電話には、留守番電話を有効利用する。
- ④切り替えの意思がなければ、電気など検針票に記載されている番号などを伝えない。

チケット購入について

今年はラグビーワールドカップ、来年には東京五輪・パラリンピックが日本で開催されます。
 ■チケットは公式販売サイトから購入しましょう。
 ■転売チケットを買う時も、公式リセールサイトを利用しましょう。インターネットの掲示板やSNSなどで知り合った相手との取り引きは、大きなリスクを伴います。